

対象年度の用語の見直しについて

固定資産税における機能要件、帳票要件、帳票印字項目一覧、帳票レイアウトにおける「年度」の表記用語集の表記に統一いたします。**事務局としては、帳票印字項目一覧における「対象年度」については、各帳票について「課税年度」に統一しようと考えております。**上記対応だけでは不十分な場合は、該当帳票ごとに下記一覧にご回答ください（特段の問題がない場合は回答不要です。）。回答にあたっては、「印字すべき項目」の欄に下記用語集に付番されている項目から必要な項目を選択ください。

<項目の名称と定義について>

- ① **課税年度**：本来課税を行うべき年度。（例）軽自動車税等において、過年度の課税物件異動に対して遡及して課税し、現年度に通知を行った場合は、過年度が課税年度となる。
 - ② **賦課年度**：納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度。（例）軽自動車税等において、課税物件異動に対して遡及して課税し、現年度に通知を行った場合は、現年度が賦課年度となる。
 - ③ **調定年度**：調定を計上した年度。
- ※ 用語集「課税年度」の定義について、「【共通】課税の事由となる根拠の発生した年度で、…」と記載しておりますが、資産の取得年度であると誤認される可能性があるため、記載の見直しをするかについて検討いたします。

#	帳票群 ※類似帳票を 集約したもの	構成員回答欄				事務局記載 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答 を踏まえた事務局方針を記載しています。)	
		帳票No.	帳票名称	印字すべき項目	団体名		ご意見の理由
1	No. 63-64 名寄帳票(補充)課税台帳	64	名寄帳票(補充) 課税台帳(都計あり)	①及び②が必要(③は不要)	G市	<p>過年度対象(課税)分に係る更正等を行う必要があり、その処理を行った賦課(課税)年度も必要。 【都の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●①課税年度 ⇒課税されるべき年度を指すのか? 賦課年度との違いが不鮮明。(「対象年度」or「相当年度」が良いのではないか。) ●②賦課年度 ⇒賦課=課税であることから②を「課税年度」とするのが納税者目線としては良いのではないか。 ●③調定年度 ⇒賦課年度と同意であることから外部帳票上は特に表示する必要は無いと考える。 ●年度の考え方は統一的なものである必要があるのではないか。 	<p><事務局方針> 名寄帳票(補充) 課税台帳を用いて、納税者に通知することが想定できないため、名寄帳票(補充) 課税台帳には「賦課年度」を要件化しません。 (G市) 例示のとりの使い分けとしております。 年度の用語については各自自治体で異なる意味で同一の文言を用いている場合があるため、他税目含め上記の整理に統一する方針です。</p> <p>★G市 「印字すべき項目」に「①及び②が必要」とご回答いただきましたが、賦課年度を印字する必要性を確認させていただきます。</p> <p>★「項目の名称と定義」について 項目の名称と定義について、納税者目線のご意見をいただいておりますが、実際に帳票に印字される際には「課税年度」「賦課年度」といった項目名称が、必ずしもそのまま印字されるわけではなく、例えば、課税年度が令和3年度である納税通知書には「令和3年度分固定資産税納税通知書」と記載することも可能です。 税目共通の定義については、標準仕様書の検討にあたっての定義であるため、原案のままいたします。</p>
2	No. 68-72 納税通知書	68	納税通知書(土地・家屋・償却資産)(都計なし)	①及び②が必要(③は不要)	A市	<p>更正対象の資産の年度(課税年度)と、実際に課税する年度(賦課年度)を納税者に伝える必要があります。</p>	<p>【A市、H市、G市、J市、E市】 発行年月日を印字することとしており、「発行する年度」を意味する「賦課年度」は不要であると考えますが、「賦課年度」が必要な理由を教えてください。</p> <p>【C市】 「印字すべき項目」に「①及び③が必要」とご回答いただきましたが、調定年度を印字する必要性を確認させていただきます</p>
3	No. 68-72 納税通知書	69	納税通知書(土地・家屋・償却資産)(都計あり)	①及び②が必要(③は不要)	A市	<p>更正対象の資産の年度(課税年度)と、実際に課税する年度(賦課年度)を納税者に伝える必要があります。</p>	<p>★事務局方針 ご意見が分かれているため、以下の質問にご回答ください。</p>
4	No. 68-72 納税通知書	69	納税通知書(土地・家屋・償却資産)(都計あり)等	①及び②が必要(③は不要)	H市	<p>今年度の課税であることを示すために「賦課年度」が必要であることと、資産ごとに本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として納税義務者に伝える必要があるから。</p>	<p>★全団体 令和4年度に、令和3年度分の固定資産税を遡って課税する場合、「令和3年度分固定資産税納税通知書」という印字のほかに、納税通知書内に「令和4年度」という印字が必要ですか? ①「令和4年度」という印字が必要 ②「令和4年度」という印字は不要</p>
5	No. 68-72 納税通知書	70	納税通知書(土地・家屋)(都計なし)	①及び②が必要(③は不要)	A市	<p>更正対象の資産の年度(課税年度)と、実際に課税する年度(賦課年度)を納税者に伝える必要があります。</p>	<p>★全団体 固定資産税を賦課した年度において、調定処理を行うと考えられますが、納税通知書を発送する場合に「賦課年度」と「調定年度」が異なることはございますか?</p>
6	No. 68-72 納税通知書	71	納税通知書(土地・家屋)(都計あり)	①及び②が必要(③は不要)	A市	<p>更正対象の資産の年度(課税年度)と、実際に課税する年度(賦課年度)を納税者に伝える必要があります。</p>	
7	No. 68-72 納税通知書	71	納税通知書(土地・家屋)(都計あり)	①及び②が必要(③は不要)	G市	<p>過年度対象(課税)分に係る更正等を行う必要があり、その処理を行った賦課(課税)年度も必要。</p>	
8	No. 68-72 納税通知書	72	納税通知書(償却資産)	①及び②が必要(③は不要)	A市	<p>更正対象の資産の年度(課税年度)と、実際に課税する年度(賦課年度)を納税者に伝える必要があります。</p>	
9	No. 68-72 納税通知書	72	納税通知書(償却資産)	①及び②が必要(③は不要)	G市	<p>過年度対象(課税)分に係る更正等を行う必要があり、その処理を行った賦課(課税)年度も必要。</p>	
10	No. 68-72 納税通知書	68	各種納税通知書	①及び③が必要(②は不要)	C市	<p>資産ごとに本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として納税義務者に伝える必要があるから。また「賦課年度」については通知の発送日が表示されれば問題ないと考える。</p>	

11	No. 73-74 課税 明細書	73	課税明細書（都計なし）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	★事務局方針 ご意見が分かれているため、以下の質問にご回答ください。
12	No. 73-74 課税 明細書	74	課税明細書（都計あり）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	★全団体 令和4年度に、令和3年度分の固定資産税を遡って課税する場合、「令和3年度分課税明細書」という印字のほかに、課税明細書内に「令和4年度」という印字が必要ですか？ ①「令和4年度」という印字が必要 ②「令和4年度」という印字は不要
13	No. 73-74 課税 明細書	74	課税明細書（都計あり）	①及び②が必要（③は不要）	G市	過年度対象（課税）分に係る更正等を行う必要があり、その処理を行った賦課（課税）年度も必要。	
14	No. 73-74 課税 明細書	74	課税明細書（都計あり） 等	①及び②が必要（③は不要）	H市	今年度の課税であることを示すために「賦課年度」が必要であることと、資産ごとに本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として納税義務者に伝える必要があるから。	
15	No. 86-87 減免 決定通知書	86	減免決定通知書（都計なし）	①のみ必要（②、③は不要）	A市	減免されるが、更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	★事務局方針 A市のご意見を受けて、構成員の皆様伺います。
16	No. 86-87 減免 決定通知書	87	減免決定通知書（都計あり）	①のみ必要（②、③は不要）	A市	減免されるが、更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	★全団体 令和4年度に、令和3年度分の固定資産税を遡って減免する場合、「令和3年度分減免決定通知書」という印字のほかに、減免決定通知書内に「令和4年度」という印字が必要ですか？ ①「令和4年度」という印字が必要 ②「令和4年度」という印字は不要
17	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	94	更正（価格・賦課）決定通知書（土地・家屋・償却資産）（都計なし）	①及び②が必要（③は不要）	H市	今年度の課税であることを示すために「賦課年度」が必要であることと、資産ごとに本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として納税義務者に伝える必要があるから。	★事務局方針 ご意見が分かれているため、以下の質問にご回答ください。
18	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	94	更正（価格・賦課）決定通知書（土地・家屋・償却資産）（都計なし）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	★全団体 令和4年度に、令和3年度分の固定資産税を遡って更正する場合、「令和3年度分更正（価格・賦課）決定通知書」という印字のほかに、更正（価格・賦課）決定通知書内に「令和4年度」という印字が必要ですか？ ①「令和4年度」という印字が必要 ②「令和4年度」という印字は不要
19	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	94	各種の更正（価格・賦課）決定通知書	①及び②が必要（③は不要）	E市	今年度の課税であることを示すために「賦課年度」が必要であることと、資産ごとに本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として納税義務者に伝える必要があるから。	★全団体 固定資産税を賦課した年度において、調定処理を行うと考えられますが、更正（価格・賦課）決定通知書を発送する場合に「賦課年度」と「調定年度」が異なることはございますか？
20	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	95	更正（価格・賦課）決定通知書（土地・家屋・償却資産）（都計あり）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	
21	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	96	更正（価格・賦課）決定通知書（土地・家屋）（都計なし）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	
22	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	97	更正（価格・賦課）決定通知書（土地・家屋）（都計あり）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	
23	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	97	更正（価格・賦課）決定通知書（土地・家屋）（都計あり）	①及び②が必要（③は不要）	G市	過年度対象（課税）分に係る更正等を行う必要があり、その処理を行った賦課（課税）年度も必要。	
24	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	98	更正（価格・賦課）決定通知書（償却資産）	①及び②が必要（③は不要）	A市	更正対象の資産の年度（課税年度）と、実際に課税する年度（賦課年度）を納税者に伝える必要があります。	
25	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	98	更正（価格・賦課）決定通知書（償却資産）	①及び②が必要（③は不要）	G市	過年度対象（課税）分に係る更正等を行う必要があり、その処理を行った賦課（課税）年度も必要。	
26	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	94	更正（価格・賦課）決定通知書	①及び②が必要（③は不要）	J市	特に過年度の更正を行った場合には、今年度の課税であることを示すために「賦課年度」が必要であり、本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として表示する必要がある。「調定年度」については使い道がイメージできません。	
27	No. 94-98 更正 （価格・賦課） 通知書	94	更正（価格・賦課）決定通知書及び決議書等	①及び③が必要（②は不要）	G市	資産ごとに本来課税を行うべき年度はいつであったかを「課税年度」として納税義務者に伝える必要があるから。また「賦課年度」については通知の発送日が表示されれば問題ないと思われる。	